

# 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行

## 1 実施事件数【5頁】

- ・ 実施件数 540件(約97.6%)
- ・ 不実施件数 13件(約2.4%)

## 2 罪種別内訳【6頁】

- ・ 窃盗……………224件(約41.5%)
- ・ 強制わいせつ……………28件(約5.2%)
- ・ 傷害……………24件(約4.4%)等

## 3 録音・録画の範囲別内訳【7頁】

- ・ 全過程 540件中194件(約35.9%)
- ・ 準全過程 540件中109件(約20.2%)

## 4 録音・録画を実施した事件の処分別内訳【9頁】

	公判請求	略式命令請求	不起訴	家裁送致
全過程	115件	8件	65件	6件
準全過程	67件	4件	37件	1件
一部録画	140件	13件	75件	9件
合計	322件	25件	177件	16件

## 5 録音・録画の実施回数等【10頁】

- 実施事件全体 約2.0回 ○ 全過程 約2.8回
  - 準全過程 約1.7回 ○ 一部録画 約1.4回
- ※1事件当たりの平均であり、回数は、日数単位(以下同)

## 6 録音・録画時間【12頁】

	録音・録画時間 (1事件当たりの平均)	実施事件全体	取調べ時間に占める録音・録画時間
全過程	約3時間10分	実施事件全体	約64.4%
準全過程	約2時間13分	準全過程	約72.3%
一部録画	約1時間21分	一部録画	約38.8%

## 7 捜査・公判における使用状況等【16頁】

- 45件で精神鑑定の資料として使用
- 公判請求された322件中194件につき第一審判決がなされている。このうちDVD等が証拠開示された件数は9件あるが、証拠調べされた事例は2件(責任能力の立証のため)のみであり、任意性等が争われた事例は、報告されていない。

## 8 心理・福祉関係者の助言・立会い【22頁】

- 助言及び立会いの両方実施…12件
- その他助言のみを受けた例は多数あり。

## ○ 試行対象事件に該当するか否かの判断(対象事件のスクリーニング)【3頁】

- 検察官による弁解録取手続に先立ち、警察から送致された記録や警察の取調官からの情報提供により、例えば、以下のような事情を総合的に考慮して被疑者について知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があると判断した場合には、試行対象事件として録音・録画を実施している。
  - ・ 被疑者が療育手帳等の発行を受けるなど知的障害に係る公的な認定を受けている
  - ・ 被疑者が特別支援学級や特別支援学校に在籍していたことがある
  - ・ (前科・前歴に係る事件において)被疑者に対して精神鑑定が実施され、知的障害があると診断されている
  - ・ 家族等の関係者が被疑者に知的障害がある旨供述している
  - ・ 犯行態様が稚拙であったり、動機が不可解であるなど犯行の内容から、被疑者に知的障害が疑われる
- 上記以外の場合であっても、検察官は、弁解録取手続やその後の取調べにおいて、例えば、以下のような事情から、被疑者について知的障害によりコミュニケーション能力等に問題があると判断した場合には、録音・録画を実施している。
  - ・ 弁解録取手続や取調べの中で、被疑者の様子や発問に対する応答ぶりに知的障害をうかがわせる言動等が見られた(具体例として、「話す速度が遅い」、「質問されてから答えるまでに時間がかかる」、「漢字が読めない(簡単な漢字しか読めない)」、「返答が単語や2、3語に限られ、長い文章で話せない」、「質問の中の言葉をおおむ返しで使う」、「『なぜ』、『どうして』という質問が理解できず、混乱したり戸惑った様子を見せる」など)
  - ・ 精神鑑定等を実施した結果により知的障害を有する旨の診断がなされた
  - ・ 被疑者の家族等の関係者から事情聴取等をする中で、被疑者が知的障害を有する旨の情報提供があった

## ○ 録音・録画の不実施理由【14頁】

- 録音・録画を全く実施しなかった事例(14頁)…13件(いずれも被疑者が拒否した事例)
- 録音・録画を実施しなかった取調べ(569回のうち理由について報告があった451回)についての不実施理由(15頁)
  - ・ 録音・録画は必要ない…357回
  - ・ 時間的・物理的に困難であった…58回
  - ・ 被疑者が拒否した…35回
  - ・ 通訳人の協力が得られなかった…1回

## ○ 取調べの録音・録画の有効性【17頁】

- 1 供述の任意性・信用性の判断に有用であること(17頁)**
  - 広範囲の録音・録画を行うことにより、取調官の発問やこれに対する被疑者の応答等の取調べ場面が録音・録画された結果、被疑者が自らの記憶に従って自発的に供述している様子を記録化できた。
  - 被疑者の表情や身振り手振り等の動作も記録化されることから、供述の信用性判断の前提となる被疑者の知的障害やコミュニケーション能力等の程度を明らかにするための有用な証拠となり得る。
- 2 供述自体を記録化できること(19頁)**
  - 自白している場合であっても、供述調書への署名指印を拒否する被疑者について、被疑者の自白内容等を記録することができた。
- 3 責任能力の判断資料として有用であること(19頁)**
  - 被疑者の責任能力の判断に関しても、被疑者の取調べ状況を録音・録画したDVD等は有用な資料となり得る。

## ○ 取調べの助言及び立会いに関する指摘【24頁】

- 立会人…心理学を専門とする大学教授、元保護観察官、元鑑別技官
- 助言事例では、被疑者が入所している福祉施設の生活支援員、ケースワーカー、以前の通院先の医師から助言を受けた例あり(23頁)。

## ○ 取調べの録音・録画の問題点【20頁】

- 1 緊張等による被疑者の供述態度等への影響(20頁)**
  - 自己の容貌や取調べを受けている状況を撮影されることによる羞恥心や自尊心が傷つけられるとの思いや、緊張等の心理的な要因により、被疑者の供述態度に影響を与え取調べに支障が生じたなど。
- 2 取調官側への影響(21頁)**
  - 録音・録画の実施下においては、取調官が、被疑者の特性のみならず録音・録画されていることを意識して、必要以上に丁寧でごこちない言葉遣いになってしまいがちになるなど、発問や追及をしにくい場合がある。

- 立会人からの指摘(24頁)
  - ・ 立会人は、補足する質問を行うなどして検察官の発問を適切に理解させる役割を果たせるなどの効用があるとの指摘あり。
  - ・ 他方、取調べに同席する者が増えれば、被疑者の供述に影響があるなどとする指摘もあった。